

【スイス】児童婚対策を強化するための民法典等の改正

海外立法情報課 奈良 詩織

* 2024 年 6 月、スイスで、児童婚対策及び当事者の保護を強化するために、スイス民法典を始めとする関連法令が改正された。改正後の規定は、2025 年 1 月 1 日に施行される。

1 制定の背景

スイスでは、2012 年 6 月の「強制結婚との闘いの措置に関する連邦法」（以下「2012 年法」）¹により、2013 年 7 月から強制結婚が明示的に禁じられている²。同法第 1 条第 3 項は、スイス民法典（以下「民法典」）³第 105 条を改正し、婚姻の無効事由に、婚姻が夫婦の一方の自由な意思に反して成立した場合（強制結婚）又は夫婦の一方が未成年者（18 歳未満）である場合（児童婚）を加えた⁴。しかし、強制結婚は、強制があったことが証明された場合には、当事者の意思にかかわらず婚姻は無効とされ、瑕疵（かし）に対する事後的な修復も認めないのに対し、児童婚は、訴えが提起された時点又は裁判官により婚姻の無効が宣告された時点で⁵当事者が未成年者である場合にのみ無効の訴えを提起することが可能であり、例外的に婚姻が有効と認められる場合もあった。また、2012 年法第 1 条第 5 項は、国際私法に関する 1987 年 12 月 18 日の法律（以下「1987 年法」）⁶第 44 条を改正し、スイス国内における婚姻の挙行はスイス法によることを定めた。これにより、外国で有効に挙行された婚姻であっても、強制結婚又は児童婚に該当する場合には、スイスでは承認されないこととなった。

このような状況について、連邦参事会（内閣）は、特に児童婚対策に関する制度は改善の余地があると判断した。そこで、2024 年 6 月 14 日、全 4 か条及び附則 5 か条から成る「スイス民法典（児童婚との闘いの措置）」（以下「2024 年改正」）⁷が制定され、関連規定が改正されることとなった。改正後の規定は、2025 年 1 月 1 日に施行された（2024 年改正第 4 条）。

2 主な改正内容

（1）民法典の改正

2024 年改正第 1 条は、民法典第 105a 条を新設し、児童婚であることを理由として婚姻が無効となり得る当事者（婚姻の挙行の時点で未成年であった者）の年齢の上限を 25 歳と定める。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 12 月 4 日である。

¹ Loi fédérale concernant les mesures de lutte contre les mariages forcés. 以下、法文に関しては、他の法令を含め、スイス連邦の法令ポータルサイト（Fedlex website <https://www.fedlex.admin.ch/fr/home?news_period=last_day&news_pageNb=1&news_order=desc&news_itemsPerPage=10>）を参照した。

² 2012 年法制定以前、強制結婚を明示的に処罰する規定は存在しておらず、強制結婚は、暴力等を用いた他人への強制を処罰する刑法典第 181 条の適用により、3 年以上の自由剥奪刑及び罰金を科されていた。

³ Code civil suisse.

⁴ 強制結婚又は児童婚の場合を含め、婚姻の無効の訴えを提起することができるのは、当事者夫婦が居住する州（canton）の所管行政機関又は当事者夫婦である（民法典第 106 条）。

⁵ 児童婚であることを理由として婚姻の無効の訴えを提起することができる期間について、従来、基準は明確にされておらず、判例においても統一されていなかった。以下、本改正の背景等は、FF 2023 2177; Message concernant la modification du code civil suisse (Mesures de lutte contre les mariages avec un mineur), 2023.8.23. Fedlex website <<https://www.fedlex.admin.ch/eli/fga/2023/2127/fr>> を参照した。

⁶ Loi fédérale du 18 décembre 1987 sur le droit international privé.

⁷ Code civil suisse (Mesures de lutte contre les mariages avec un mineur).

その主な目的は、①婚姻の無効事由を定める民法典第 105 条とは別に、児童婚について独立した規定を設けることで、その対象を明確化すること、②児童婚であることを理由とする婚姻の無効の訴えが認められる年齢の上限を引き上げることで、当事者が成人に達してから、自らの状況についてよく考え、自らに与えられた選択肢を識別し、かつ婚姻の無効の訴えに必要な手続を理解するために十分な時間を与えることである。なお、児童婚であっても、当事者から婚姻の継続を希望する旨の表明があり、当該表明が当事者本人の自由な意思によるものであると裁判官が判断する場合には、例外的に婚姻が有効と認められる。ただし、当事者が訴えを提起された時点及び判決が宣告された時点でも未成年者である場合には、当該表明に加えて、裁判官が、当事者の最善の利益を考慮した上で、婚姻の継続が必要であると判断する必要がある。

また、2024 年改正第 1 条は、婚姻の無効の訴えの手続を定める民法典第 106 条を改正し、児童婚であることを理由とする婚姻の無効の訴えは、当事者が 25 歳に達する前に提起されなければならないことを定める。従来、児童婚であることを理由とする婚姻の無効の訴えを提起することのできる期間は統一されていなかったため、今回の改正により統一されることとなった。

さらに、2024 年改正第 1 条は、民法典最終章第 7a 条を改正し、2024 年改正による改正内容は、2025 年 1 月 1 日以前に成立した児童婚にも適用されることを定める。

(2) 1987 年法の改正

2024 年改正附則第 4 条は、1987 年法第 45 条を改正し、外国で挙行された婚姻が、①夫婦ともに 16 歳未満である場合、②婚姻が挙行された時点で夫婦の一方が 18 歳未満⁸であり、かつ少なくとも夫婦の一方がスイス在住である場合のいずれかに該当する場合には、当該婚姻がスイスにおいて承認されないことを定める。②における「在住」は、国籍を問わず、一定期間中、スイス国内に生活の本拠とする住居を有し、そこで生活していることをいう（1987 年法第 20 条）。②は、主にスイス在住者が、夏のバカンス期間に外国で挙行した婚姻を対象としており、このような婚姻をスイスにおいて承認しないことを定めるものである。なお、①の場合には、当事者夫婦がともに 16 歳に達した時点で婚姻は有効となり、民法典第 105a 条による無効の訴えを提起することができるようになるが、②の場合には、当事者の夫婦がスイス国内で再婚しても、当初の婚姻は有効とならない。

(3) その他の法令の改正

2024 年改正附則第 2 条は、難民庇護（ひご）に関する 1998 年 6 月 26 日の法律⁹第 51 条及び第 71 条を改正し、難民の配偶者による難民申請手続（第 51 条）及び一時的保護（*protection provisoire*）対象者の配偶者による一時的保護申請手続（第 71 条）は、申請者のスイス入国後に行われることを定める。ただし、申請者及びその配偶者の婚姻が児童婚又は強制結婚である場合には、当該婚姻はスイスにおいて有効と認められず、これらの手続も拒否されることとなる。

また、外国人及び統合に関する 2005 年 12 月 16 日の法律¹⁰、同性者間で登録されるパートナーシップに関する 2004 年 6 月 18 日の法律¹¹及びスイス刑法典¹²の関連規定も改正された。

⁸ 婚姻が挙行された国における成人年齢がスイスの成人年齢と異なる可能性があるため、同条の規定では、「未成年者」の文言を使用せず、「18 歳未満」と明示的に規定された。

⁹ Loi du 26 juin 1998 sur l'asile.

¹⁰ Loi fédérale du 16 décembre 2005 sur les étrangers et l'intégration.

¹¹ Loi fédérale sur le partenariat enregistré entre personnes du même sexe.

¹² Code pénal Suisse.